平成２７年度紀の川・河川愛護モニター応募要領

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施して参りました。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募することに致しました。

１．活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（１月に１回以上の定期報告）することが主です。

①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上障害となるような事象を認めた場合。
③ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます(余暇時間等で対応できるような範囲です)。

２．活動範囲

下記の①から③で日常生活の中で可能な範囲

①和歌山市内、岩出市内、紀の川市内、かつらぎ町内、九度山町内、橋本市内の紀の川
②紀の川市内の貴志川（諸井橋まで）
③五條市内（新栄山寺橋まで）の紀の川

３．応募資格

紀の川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記１．の活動内容を実行できる活動力を有する満２０歳以上の方で、紀の川の活動範囲の近隣に居住する方（紀の川よりおおむね５ｋｍ以内）

４．委嘱方法と任期

紀の川河川愛護モニターは近畿地方整備局長より委嘱させていただきます。任期は平成２７年７月１日より１年間です。

５．募集人員

和歌山県内　若干名　奈良県内　若干名

６．手　　当

月額４,５８０円（予定）
注：但し、月額から源泉徴収を差し引いてお支払いすることになります。

７．選考方法

①所要の人数以上に資格者の応募があった場合は、８．応募方法の中の「河川愛護モニターになった場合の活動内容について」より選考し決定させていただきます。
②所要の人数の応募がない場合には、近畿地方整備局長が選任します。
③選考の結果は、選ばれた方のみ郵便にてお知らせいたします。

８．応募方法

下記事項を記入の上、平成２７年６月５日までに応募先に官製はがき又はメールで送付下さい。

６月中旬に選考を行い、選ばれた方は６月下旬に発送いたします。平成２７年度紀の川河川愛護モニターの委嘱状交付及び説明会は７月上旬に和歌山河川国道事務所にて開催を予定しています。

【記入事項】

・氏名（フリガナも記載して下さい）、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、職業（農業、漁業、林業、自営業（　　）、会社員（　　）、公務員（　　）、学生（　　）、その他（　　））
・活動範囲の希望
・応募理由
・河川愛護モニターになった場合の活動内容について
・過去の河川愛護モニターの経験

９．個人情報の取り扱い

「国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所」では、個人情報を重要なものと認識し、ご提供いただいた個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法令等を遵守して保護します。

１０．応募先、問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所河川管理課
住　　所　　〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁１６番
電　　話　　073-402-0267
Ｆ　Ａ　Ｘ　　073-424-2165
Ｅ－ｍａｉｌ　　kq-kakan02@kkr.mlit.go.jp